



訃報

本準備組合の理事を務めておられた交久瀬善一理事が令和6年9月2日にご逝去されました。交久瀬理事は、本準備組合の設立以前より本地区のまちづくりを牽引し、最期まで重責を担ってこられました。ここに生前のご厚誼を深く感謝し、ご冥福をお祈りするとともに謹んでご通知申し上げます。

1. 本同意等の取得状況について

■皆様からの同意率が8割以上に達しました

組合設立の認可申請に向けた同意書の取得状況は下表のとおりです。同意率は8割を超え、組合設立認可に必要な条件を達成することができました。

現時点で未同意の方の大半は相続や地積更生の手続きを行っている方々であり、最終的には9割を超える同意をいただける見込みです。全地権者からご同意が得られるよう引き続き注力してまいります。なお、認可申請時期は11月末を想定しております。

【同意取得状況（令和6年11月22日時点）】

	権利者数		面積	
	所有者（人）	割合（%）	面積（㎡）	割合（%）
同意済	72	87.8	103,910	78.4
未同意	10	12.2	28,692	21.6
計	82	100.0	132,602	100.0

2. 第7回勉強会の開催について

■『換地』に関する勉強会を開催します

以下の日程で組合設立後に着手する「換地」に関する勉強会を実施します。換地設計に関する用語や仕組み、進め方等の基本的な考え方について説明する予定ですので、ぜひともご参加ください。



【第7回勉強会の概要】

日 時 令和6年12月8日(日)15時～

場 所 村野会館(枚方市村野本町1 2 - 2 0)

内 容 換地の仕組み等について

参加申込 事前の参加申込は不要です。当日は直接村野会館までご来場ください。

※ご要望に応じてzoomでの配信も可能です。配信をご希望される方は、**12月4日（水）までに末尾の問合せ先までメールにてご連絡ください。**

3. 宅地化農地に係る減免申請手続きについて

■固定資産税・都市計画税の減免にあたり、対象者は申請手続きが必要です

土地区画整理事業後に農地を宅地化される地権者の方々は宅地化農地の特例対象となり、市街化区域への編入後、1~3年目までは10分の9、4年目は3分の2の税額が減額されます。本来の税額と比較した際の割合及び申請の対象者は下記のとおりとなります。

■減免後の支払割合

編入後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
割合	1/10	1/10	1/10	1/3	特例なし

※売買等で所有者が変わった場合は対象外となります（相続は引き続き減額対象です）。

■申請の対象者

対象者：従前地の地目が農地であり、土地区画整理事業後に当該農地を宅地化する方

※現況が宅地の方や生産緑地の指定を受けた方々は対象外となります。

※登記地目が農地（田・畑）でも課税地目が農地以外の場合は特例申告対象にはなりませんのでご注意ください。

減免を受けるためには本ニュースに添付した「宅地化農地認定申告書」及び「宅地化農地確認申請書」の提出が必要となります。同封の“宅地化農地認定申告書及び宅地化農地確認申請書の提出について”と記入例をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、準備組合事務局までご提出をお願いいたします。

なお、本申請書の提出期限は12月13日（金）事務局必着とさせていただきます。申請にあたり、ご不明な点は末尾に記載の問合せ先にお問合せください。

4. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールは以下のとおりです。なお、12月27日（金）～1月5日（日）までは年末年始休暇のため準備組合事務所を閉所させていただきますのでご承知おきください。

【今後のスケジュール】

令和6年11月末頃	組合設立認可申請
令和6年12月8日	第7回勉強会（換地に関する勉強会）
令和7年 2月頃	組合設立認可
令和7年 3月頃	設立総会開催

（発行責任者：枚方市村野駅西土地区画整理準備組合 理事長 中口 武）

問合せ先

まちづくりニュースへのご意見・ご質問は下記問合せ先までご連絡ください。

枚方市村野駅西土地区画整理準備組合事務局

TEL：072-894-7168 FAX：072-894-7169 メール：info@murano-ekinishi.com